

■荒尾市景観条例（素案）

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 景観計画（第6条）
- 第3章 行為の規制等（第7条—第11条）
- 第4章 公共事業等における景観形成（第12条・第13条）
- 第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第14条・第15条）
- 第6章 市民等の景観形成活動（第16条—第20条）
- 第7章 支援等（第21条・第22条）
- 第8章 荒尾市景観審議会（第23条・第24条）
- 第9章 雑則（第25条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等に関し必要な事項並びに荒尾市における良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、地域の特性を生かした良好な景観の形成を総合的に推進し、もって自然、歴史及び暮らしが相まって培われた荒尾らしい景観を継承し、うるおいと活力のある生活環境の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な景観の形成 良好な景観を保全、創造及び育成することをいう。
- (2) 建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(塀を除く。以下「建築物」という。)及び建築物以外の工作物で規則で定めるもの(以下「工作物」という。)をいう。
- (3) 開発行為 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する行為をいう。
- (4) 景観形成重点地区 次のいずれかに該当する地区のうち、本市の良好な景観の形成上重要な地区として第6条の景観計画で定める地区をいう。
 - ア 固有の景観資源を保全、活用する地区
 - イ 市の顔となる地区
 - ウ 市民の日常生活に関わりが深い地区
 - エ 市民又は地域住民主体の景観づくりを目指す地区
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が良好な景観の形成上必要と認める地区
- (5) 特定施設届出地区 市域において、建築物、工作物等が集積し、又は集積すると予想される区域のうち、景観形成を図る必要がある幹線道路(道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に規定する道路並びに都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である道路及び広場

をいう。)の沿道の区域であって第6条の景観計画で定める区域をいう。

(6) 特定施設 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第1号に規定する給油取扱所(専ら自家用に供するものを除く。)、広告塔及び広告板その他当該地区の景観を構成する上で重要な要素となる施設及び設備で規則で定めるものをいう。

(7) 大規模行為 次に掲げる行為をいう。

ア 建築物で、その高さ又は建築面積が規則で定める規模を超えるものの新築、増築(増築により新たに当該規則で定める規模を超えることとなる場合の当該増築を含む。以下この号において同じ。)、改築(改築により新たに当該規則で定める規模を超えることとなる場合の当該改築を含む。以下この号において同じ。)、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更

イ 工作物で、その高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。)又はその敷地の用に供する土地の面積が規則で定める規模を超えるものの新設、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更

ウ さく及び塀で、高さ及び長さが規則で定める規模を超えるものの新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更

エ 開発行為で、その行為に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの

オ 地形の外観の変更を伴う土石の採取又は鉱物の掘採で、地形の外観の変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの

カ 土地の形質の変更(土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。以下同じ。)で、変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの

キ 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)その他の物件の堆積

ク 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明(以下「特定照明」という。)で、規則で定める規模を超える建築物及び工作物に行われる特定照明の新設、増設、改設又は色彩等の照明方法の変更

(市の責務)

第3条 市は、良好な景観の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、積極的に実施するよう努めるものとする。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市民、事業者及び専門家の意見が

反映されるよう努めるものとする。

- 3 市は、良好な景観の形成に関する啓発、知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、景観に関する理解を深め、積極的に良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、土地利用等の事業活動が良好な景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動の実施に当たっては、良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 景観計画

第6条 良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画(法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。)を定めるものとする。

- 2 景観計画においては、次条第2項各号に掲げる行為に係る景観形成のための行為の制限に関する事項について定めることができる。

第3章 行為の規制等

(届出行為等)

第7条 法第16条第1項第4号の規定により条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 景観計画区域(景観計画において定める景観計画の区域をいう。以下同じ。)における次に掲げる行為
- ア 土地の開墾又は土地の形質の変更
 - イ 土石の採取又は鉱物の掘採
 - ウ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
 - エ 特定照明
- (2) 景観形成重点地区における次に掲げる行為のうち、景観形成重点地区の特性に応じて必要と認める行為
- ア 木竹の伐採
 - イ 土地の開墾又は土地の形質の変更
 - ウ 土石の採取又は鉱物の掘採
 - エ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
 - オ 特定照明
- 2 次に掲げる行為をしようとする者は、その旨を市長に届け出なければならない。
- (1) 景観形成重点地区における次に掲げる行為のうち、景観形成重点地区の特性に応じて必要と認める行為
- ア 建築物等の撤去

イ 広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物(以下「屋外広告物」という。)及び屋外広告物に類するもので屋内から屋外の公衆に向けて表示されるものをいう。)の設置及び外観の変更

(2) 特定施設届出地区における特定施設及び同一敷地内でこれらに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの撤去

(3) 景観計画区域における大規模行為のうち建築物等の撤去

3 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

4 法第16条第1項及び第2項並びに前2項の規定による届出に関し必要な事項は、規則で定める。

5 市長は、第2項及び第3項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、規則で定めるところにより、設計の変更その他の必要な措置をとるよう勧告することができる。

6 前項の勧告は、第2項又は第3項の規定による届出があった日から30日以内にしなければならない。

(国、地方公共団体等の特例)

第8条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、前条第2項及び第3項の規定による届出をすることを要しない。

2 規則で定める公共的団体が行う行為については、前条第2項及び第3項の規定による届出をすることを要しない。

(適用除外)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 次に掲げる地区又は区域の区分に応じ、それぞれ次に定める行為

ア 景観形成重点地区 法第16条第1項第1号から第3号まで又は第7条第1項第2号に規定する行為であって、規則で定める規模又は態様であるもの

イ 特定施設届出地区 次に掲げる行為

(イ) 法第16条第1項第1号又は第2号に規定する行為のうち特定施設に係るものであって、規則で定める規模であるもの

(イ) 法第16条第1項第1号若しくは第2号に規定する行為(特定施設に係る行為でないものに限る。)又は同項第3号若しくは第7条第1項第1号に規定する行為のうち、大規模行為に該当しないもの

ウ 景観形成重点地区及び特定施設届出地区を除く景観計画区域 法第16条第1項第1号から第3号まで又は第7条第1項第1号に規定する行為のうち、大規模行為に該当しないもの

(2) 法第16条第2項の規定による変更の届出のうち、同条第3項の規定による勧告に基づくもの又は法第17条第1項の規定による命令に基づくもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

2 次に掲げる行為は、第7条第2項の規定による届出を要しない。

- (1) 第7条第2項に規定する行為であって、規則で定める規模であるもの
- (2) 第7条第3項の規定による変更の届出のうち、同条第5項の勧告に基づくもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

(協議)

第11条 市長は、法第16条第1項第2号又は第7条第2項第1号イに定める行為であって、法施行令第10条第4号に該当する行為をしようとする者に対し、第6条の景観計画に定められた当該行為についての制限との適合性について協議を求めることができる。

第4章 公共事業等における景観形成

(公共事業等景観形成指針)

第12条 市長は、公共事業、公共施設の建築等で市域の景観形成に著しい影響を及ぼすもの(以下「公共事業等」という。)について景観形成のための指針(以下「公共事業等景観形成指針」という。)を定めるものとする。

(公共事業等景観形成指針の遵守等)

第13条 市は、公共事業等を行うときは、公共事業等景観形成指針を遵守するものとする。

2 市長は、国、他の地方公共団体及び規則で定める公共的団体が公共事業等を行うときは、公共事業等景観形成指針に配慮するよう要請することができる。

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第14条 法第25条第2項に規定する条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の外観について、腐食及び劣化の防止その他管理上必要な修繕は速やかに行うこと。
- (2) 景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐため、消火器の設置その他必要な防災上の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要と認める措置を講ずること。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第15条 法第33条第2項に規定する条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の予防、駆除その他の措置を講ずること。
- (2) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他必要な管理を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要と認める措置を講ずること。

第6章 市民等の景観形成活動

(景観形成住民団体)

第16条 市長は、地域の景観形成に関する活動を目的とし、現にその活動を行っている住民の団体であつて規則で定める要件を満たすものを法第11条第2項の条例で定める団体(以下「景観形成住民団体」という。)として認定することができる。

2 市長は、景観形成住民団体が認定の要件に該当しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消さなければならない。

(特定事業者との景観形成協定)

第17条 市長は、市域の景観形成を図る上で必要があると認めるときは、その事業に係る一団の土地の面積が規則で定める面積を超える事業(以下「特定事業」という。)を営み、又は営もうとする者(国の機関、地方公共団体及び規則で定める公共的団体(以下「国等」という。))を除く。)と良好な景観の形成に関する協定を締結することができる。

2 前項の協定には、次に掲げる事項のうち必要な事項を定めるものとする。

- (1) 協定の名称及び目的並びに協定の対象となる区域に関する事項
- (2) 建築物等の位置及び外観並びに敷地の緑化に関する事項
- (3) 駐車場等附帯施設の位置及び外観並びに敷地の緑化に関する事項
- (4) 協定の有効期間に関する事項
- (5) 協定の廃止又は変更の手續に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協定の対象となる区域の景観形成に関し必要な事項

3 市長は、第1項の協定を締結したときは、その内容を公表するものとする。

(景観形成住民協定の認定)

第18条 景観計画区域内における土地(道路、河川、公園その他公共の用に供する土地を除く。)若しくは建築物等を所有し、又は管理する者(国等を除く。)は、一定の区域を定め、当該区域に応じた景観形成を図るため、良好な景観の形成に関する協定(以下「景観形成住民協定」という。)を締結し、市長にその認定を申請することができる。

2 景観形成住民協定には、前条第2項各号に掲げる事項のうち必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、第1項の規定による景観形成住民協定の認定の申請内容が、良好な景観の形成に資すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該景観形成住民協定の認定をすることができる。

4 市長は、前項の規定により景観形成住民協定の認定をしたときは、その旨を公表するものとする。

(景観形成住民協定の変更)

第19条 前条第3項の規定による認定を受けた景観形成住民協定を変更しようとするときは、市長の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、第1項本文の認定について準用する。

(景観形成住民協定の廃止)

第20条 第18条第3項の規定による認定を受けた景観形成住民協定を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公表するものとする。

第7章 支援等

(支援)

第21条 市は、良好な景観の形成のために必要な措置を講ずる次に掲げるものに対し、必要な情報の提供、専門的知識を有する者の派遣若しくは必要な技術的支援を行い、又は予算の範囲内において、当該措置のために必要な経費の一部を助成することができる。

- (1) 第16条第1項の認定を受けた景観形成住民団体が行う活動
- (2) 第17条第1項の協定を締結した特定事業を営む者が行う活動
- (3) 第18条第3項の認定を受けた景観形成住民協定に基づく活動
- (4) 法第19条第1項の規定により指定した景観重要建造物の保全
- (5) 法第28条第1項の規定により指定した景観重要樹木の保全
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

(表彰)

第22条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認める建築物等について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 前項に掲げるもののほか、市長は、良好な景観の形成に貢献していると認める個人又は団体を表彰することができる。

第8章 荒尾市景観審議会

(審議会の設置)

第23条 良好な景観の形成に関する重要事項について調査審議するため、荒尾市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第24条 市長は、次に掲げる事項のうち審議会の意見を聴く必要があると認められるときは、審議会の意見を聴くものとする。

- (1) 景観計画の変更
- (2) 法第16条第1項若しくは第2項に規定する届出又は同条第5項による通知に関する審査
- (3) 法第16条第3項の規定による勧告
- (4) 法第17条の規定による命令
- (5) 法第19条第1項及び法第28条第1項の指定
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める良好な景観の形成に関する重要事項

2 審議会は、良好な景観の形成に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

3 前2項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は規則で定める。

第9章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、熊本県景観条例(昭和62年熊本県条例第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 熊本県景観条例に基づく景観計画は、第6条の規定により景観計画を定めるまでの間は、同条の規定により定めた景観計画とみなす。